

提案する諸条例等の制定要旨

承認第1号 南あわじ市税条例の一部を改正する条例制定について

この専決処分の承認は、「地方税法等の一部を改正する法律」（平成30年法律第3号）が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、同年4月1日から施行する必要がある事項のみ所要の改正を行ったものです。

主な内容は、わがまち特例の特例基準の変更と期間の延長、及び固定資産税の課税評価に関する特例の期間の延長です。

なお、附則でこの条例の施行日を平成30年4月1日と定めています。

議案第67号 南あわじ市税条例等の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、「地方税法等の一部を改正する法律」（平成30年法律第3号）が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

主な内容は、生産性向上特別措置法の施行に伴い、生産性向上計画による先端設備等に係る固定資産税がわがまち特例とされたことにより、条例にその割合の定めを置くもの、たばこ税の段階的な税額増加措置の制定等であります。

なお、附則でこの条例の施行日を、公布の日外と定めています。

議案第68号 南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、県が実施する国民健康保険事業に要する費用を確保するため、国民健康保険税の税率を改正するもの、及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第125号）の施行に伴い、国民健康保険税の基礎課税限度額の引き上げ及び法定軽減対象者を拡充するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日からとし、平成30年度以後の国民健康保険税から適用すると定めています。

議案第69号 兵庫県市町交通災害共済組合規約の変更について

平成29年度に組合を構成する全市町による検討委員会において協議した結果、交通災害共済期間を平成31年度までとし、平成33年度末をもって組合を解散することで合意しました。

これに伴い、共済期間を平成32年3月31日までとするため、兵庫県市町交

通災害共済組合同規約第3条の共同処理する事務に終期を定めるものであります。

なお、附則でこの規約の施行日を、兵庫県知事の許可のあった日と定めています。